

⇨ 会社設立期間中の損益の計上

Q : 当社は、現在会社を設立しているところですが、会社設立期間中の損益は、いつの所得として申告したらいいのですか？

A : 最初の事業年度の所得に含めて申告することが認められています。

【解説】

法人税では、法人の設立期間中に生じた損益については、その法人のその設立後最初の事業年度の所得の金額の計算に含めて申告することができるのとされています。ただし、次のような場合は、除かれます。

① 設立期間が長期にわたる場合

設立登記をせずに放置しているような場合で設立登記が長期にわたる場合には、第1期の申告まで放置しておくわけにはいかないことから、その間は人格のない社団等の所得として、別途申告が必要になります。

② いわゆる法人成りの場合

法人成りについては、会社が設立されるまでの損益は個人事業に帰属するとされていることから、この場合には、個人の所得に含めて申告することになります。

なお、上記の取扱いにより、設立期間中の損益を設立1期目の所得金額に含めて申告する場合であっても、設立後最初の事業年度開始の日は、設立登記のあった日とされていますので、たとえば、設立期間中に取得した固定資産を事業の用に供していても、償却計算の基礎となる事業年度の期間は、設立登記開始の日から計算することになります。

